

マネジメントリポート

2007年 5月

今回のテーマ： 非上場種類株式の相続税評価額と事業承継対策

同族株主が平成19年1月1日以降に相続等（相続、遺贈又は贈与）により取得した 配当優先無議決権株式、社債類似株式、拒否権付株式について、評価の取扱いが明確になりました。

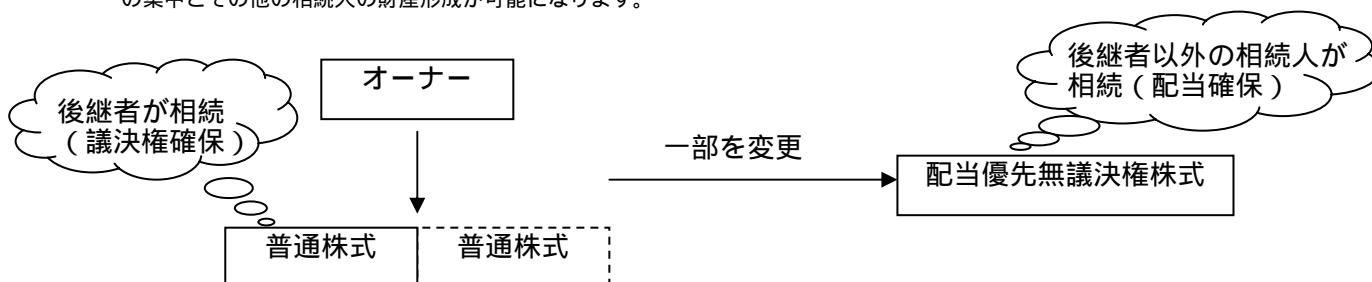
1 評価方法

種類株式の種類	平成19年1月1日以降の相続等で適用される評価方法
配当優先の無議決権株式	原則：純資産方式の場合、普通株式と同様 類似方式の場合、配当金について種類株式ごとに評価 例外：同族株主が相続又は遺贈により取得し、つぎの条件を満たした場合に限り、納税者の選択により、5%評価減することが可能 ・相続人である同族株主全員が同意し、法定申告期限までに遺産分割協議が確定していること ・5%減額分を相続人が取得した普通株式に加算すること
社債類似株式	つぎの5条件を全て満たす株式について、発行価額で評価（配当金の加算は行わない） 優先配当、無議決権、残余財産分配額は発行価額以下、一定日に全株式が発行価額で償還、他の株式を対価とする取得請求権を有しない
拒否権付株式（黄金株）	普通株式と同様の評価（拒否権は考慮しない）

2 事業承継対策（経営権確保のための活用）

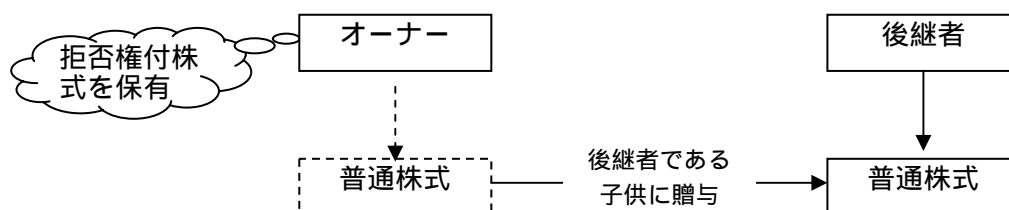
（1）配当優先無議決権株式の活用

普通株式の一部を配当優先無議決権株式に変更して、後継者以外の相続人に相続させることにより、後継者への議決権の集中とその他の相続人の財産形成が可能になります。



（2）拒否権付株式（黄金株）の活用

株価の値上がりが予想される場合には、値上がり前に早めに株式を後継者であるお子様に贈与した方が承継コストが低くなります。しかし、後継者への議決権の全面移転に不安がある場合には、オーナーが拒否権付株式を保有することによるリスク回避の方法が考えられます。



お見逃しなく！

- 1．既存普通株式を配当優先無議決権株式に変更する場合には、株主全員の同意が必要です。
- 2．配当優先無議決権株式を新株発行する場合には、株主総会の特別決議による定款変更で可能です。